

平成30年3月29日

小金井市市民健康づくり審議会の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民健康づくり審議会（以下「審議会」という。）における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、全文記録とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の審議会で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、審議会での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 審議会の公開

審議会は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 審議会の開催日時及び会場

審議会は、市の施設等を会場とし、委員の出席が多い日時で調整を図ることとする。

4 審議会の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

5 資料提出等

- (1) 委員が書面で資料等を提出する場合は、資料名、委員名、提出日を記載して事務局へ審議会開催日の土日祝日を除く3日前の午後5時までに提出するものとする。
- (2) 傍聴者を含む市民からの審議会の検討内容等に対する意見は、「意見・提案シート」を用いて、審議会開催日の土日祝日を除く3日前の午後5時までに提出し（氏名、提出日を記載していただく。）、審議会で配付するものとする。